

指定給水装置工事事業者 指定更新申請手続きについて

指定更新要件

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと
ただし、2 以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない
※「事業所」とは、調査－計画－施工－検査の一連の給水装置工事の事業の拠点となる場所を指します。これらの機能が別々の場所にある場合は、それぞれが事業所となります。ただし、単なる営業のみ、単なる作業員の休息所等は「事業所」にあたりません。
- (2) 次の機械器具を有すること
イ 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
ロ 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
ハ 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること
イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

提出書類

提出様式・書類	法人の場合	個人の場合
(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）	○	○
(2) 機械器具調書（別表）	○	○
(3) 誓約書（様式第2号）	○	○
(4) 定款等	○	—
(5) 登記事項証明書	○	—
(6) 指定給水装置工事事業者証（返還）	○	○
(7) 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	○	○
(8) 住民票	—	○

指定更新時に確認する事項

- (1) 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
※ 講習会の受講を証明する書類を添付（講習会の修了証書の写し等を添付）
- (2) 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間・漏水修繕・対応工事等）
- (3) 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講確認
※ e ラーニング試験実施履歴、研修終了日が記載された給水装置工事主任技術者証等
※ 自社内研修の場合は、様式に研修内容を記載
- (4) 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
※ 資格を証明する書類を添付（給水装置工事配管技能検定合格者証、配管科の課程修了証等）

指定更新に関する注意事項

指定の更新期間内に更新の申請がなかった場合は、指定の失効となります。

指定事項や選任している主任技術者の変更の届出が漏れていると、更新できない場合がありますので、事前に変更手続きをお願いいたします。

指定更新手数料

10,000 円

更新申請の許可と同時に納付書を発行しますので、お支払いください。

指定給水装置工事事業者証

更新手続きが完了したときは、有効期限を記した指定給水装置工事事業者証を交付します。

なお、事業の廃止、休止、指定の取り消し、停止があった場合は返還しなければなりません。

給水装置工事主任技術者の選任

指定を受けたときは、指定日から 14 日以内に給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第 7 号）」と、「給水装置工事主任技術者免状の写し」を提出してください。

提出がない場合、指定の取消しとなりますので御注意ください。

その他（以下、指定更新後について）

（１） 指定事項に変更が生じた場合

以下の指定事項に変更が生じた場合は、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第 5 号）」により、必要書類を添付のうえ変更のあった日から 30 日以内に届出ください。

イ 事業所の名称及び所在地

ロ 社名・住所・代表者氏名及び役員氏名

ハ 主任技術者の氏名・免状の交付番号

※ イ・ロについては、定款及び登記事項証明書（個人の場合は住民票）の写しが必要となります。代表者氏名及び役員氏名が変更となる場合は、さらに「誓約書（様式第 2 号）」が必要となります。

ハについては、免状の写しが必要となります。

（２） 事業の廃止、休止または再開をする場合

事業の廃止、休止または再開をする場合は、「事業の廃止、休止または再開に伴う届出書（様式第 6 号）」により、必要書類を添付のうえ、休廃止のあった日から 30 日以内に、再開のあった日から 10 日以内に届出ください。

※ 廃止・休止の場合は、あわせて指定事業者証を返納してください。